

高松市監査委員告示第19号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年8月15日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 妻鹿常男
同 西岡章夫

平成24年度定期監査結果報告等について

第1 総務局定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成23年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	局	事 務	
総務局	秘書課	平成23年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行	平成24年4月1日から同年5月7日まで
	総務課		
	(情報公開室)		
	人事課		
	(行政改革推進室)		
	危機管理課		
情報政策課			
広聴広報課			

(2) 監査の方法

平成23年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかに関意を用いた。

監査に当たっては、対象部局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 支出負担行為兼支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市会計規則第52条および別表第1第11項ならびに高松市発注簿等財務処理要領第9項では、契約金額が少額である消耗品費、印刷製本費、修繕料等については、発注簿等を添付文書管理票により支出負担行為兼支出命令の添付文書としなければならないと規定しているが、秘書課のゴム印購入代および観光名刺印刷代（副市長用）、人事課の事務用品（ループクリップ）代ならびに危機管理課の高松市庵治町防災無線調整修繕料に係る支出負担行為兼支出命令には、発注簿等が添付されていないので、今後は、これらの規定により適正に事務処理されたい。

(秘書課，人事課，危機管理課)

イ 発注簿の事務処理を適正にすべきもの

発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には，発注日および兼命令処理日を記入しなければならないが，総務課の平成23年6月8日に見積徴取を行った半自動梱包機用紙バンド，人事課の平成24年3月28日に見積徴取を行った職員健康管理室用衛生薬品材料，危機管理課の平成23年12月1日に見積徴取を行ったルーフトップ用高利得ホイップアンテナおよび情報政策課の平成24年3月13日に見積徴取を行ったインクカートリッジについては，発注日および兼命令処理日が記入されていないので，今後，同種の発注を行う場合には，同項の規定により適正に事務処理されたい。

(総務課，人事課，危機管理課，情報政策課)

ウ 遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの

高松市契約規則第35条では，契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは，履行期間の延長を認めた場合を除き，遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが，係長職員研修委託の契約書には，遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので，今後，同様の契約を締結しようとする場合には，同条の規定により適正に約定されたい。

(人事課)

エ 食糧費の執行に係る決裁行為を適正にすべきもの

支出予定金額が10万円を超えて50万円以下の食糧費の執行については，高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項および別表第1執行伺の表第11項の規定により，副市長までの執行伺決裁を受けなければならないが，東北地方太平洋沖地震において被災した水戸市への救援物資（飲料水）購入に係る事務処理については，請求書による支出負担行為兼支出命令のみで事務処理されているので，今後，食糧費の執行を行う場合には，これらの規定により，適正な決裁者までの執行伺決裁を受けられたい。

(危機管理課)

オ 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

平成23年3月24日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により，業務委託については，適正な労働条件の確保の観点から，その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが，平成23年度高松市塩江ケーブルネットワーク施設保守点検業務委託契約の仕様書には，これらの事項が盛り込まれていないので，今後，同種の契約を締結しようとする場合には，適正な仕様書を作成されたい。

(情報政策課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

企画提案方式による提案書募集要領の内容について

平成23年度包括外部監査に係る契約事務について，同契約書第7条では，監査の結果に関する報告を書面により提出しなければならないと定められているが，提案書募集要領に，提案書の記載内容として監査費用の内訳に実費（出張旅費，印刷費等）と記載されているものの，報告書の提出部数やページ数については触れられておらず，報告書の印刷費算定根拠としては不十分なものであると思われるので，契約金額の適正性の観点からも，前年度実績に基づいた概数等を記載するなどの見直しを検討されたい。

(総務課)

第2 財政局および出納室定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成23年度に執行した事務について，次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 局	事 務	
財政局	財 政 課 契 約 監 理 課 (技 術 検 査 室) 財 産 活 用 課 (財 産 管 理 室) < 税 務 部 > 納 税 課 (債 権 回 収 室) 市 民 税 課 資 産 税 課	平成24年4月27日から同年6月5日まで
出 納 室	平成23年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行	

(2) 監査の方法

平成23年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が，予算，議決，法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に，地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとって行われているかどうかに意を用いた。

監査に当たっては，対象部局から，関係書類の提出を求めるとともに，説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果，事務の執行については，おおむね適正に処理されていたが，別記のとおり，その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは，地方自治法第199条第12項の規定により，その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 支出負担行為兼支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市会計規則第52条および別表第1第11項ならびに高松市発注簿等財務処理要領第9項では、契約金額が少額である消耗品費、印刷製本費、修繕料等については、発注簿等を添付文書管理票により支出負担行為兼支出命令の添付文書としなければならないと規定しているが、契約監理課の置時計代および財産活用課の庁舎修繕用消耗品購入代に係る支出負担行為兼支出命令には、発注簿等が添付されていないので、今後は、これらの規定により適正に事務処理されたい。

(契約監理課、財産活用課)

イ 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

平成23年3月24日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、財産活用課の平成23年度高松市庁舎ハロゲン化物消火設備容器弁取替業務委託契約および資産税課の平成23年度高松市固定資産評価替え用宅地評価業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

(財産活用課、資産税課)

ウ 市外出張命令に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市職員服務規程第14条第1項の規定により、宿泊を要しない市内出張を除き、職員は、出張をしようとするときは、庶務管理システムに所要事項を入力し、あらかじめ決裁を受けなければならないと

されているが、納税課の平成23年8月16日の三木町への出張および資産税課の平成24年2月10日の綾川町への出張に係る事務処理については、市外出張命令の処理を行うべきところ、市内出張命令簿により処理されており、庶務管理システム上の出張命令処理が行われていないので、今後、同様の出張をしようとするときは、適正に事務処理されたい。

(納税課，資産税課)

エ 発注簿等の確認に係る審査出納員の事務処理を適正にすべきもの

高松市出納員規則第2条第4項では、会計管理者は、主管の長を審査出納員とし、支出負担行為の確認のうち所管事務に係る発注簿等の確認の事務を委任すると規定しているが、平成23年5月6日の庁舎電気設備用消耗品購入代に係る支出負担行為兼支出命令については、発注簿に記載した見積価格が、支出金額と合致しておらず、平成24年3月15日の庁舎修繕用消耗品購入代に係る支出負担行為兼支出命令については、発注簿に記載している兼命令処理日が兼命令起票日と合致していないので、今後は、発注簿等の確認に係る審査出納員としての事務処理を適正に行われたい。

(財産活用課)

オ 出納補助員の任命を適正にすべきもの

高松市出納員規則第2条第3項別表では、出納員の設置箇所および分掌事務が規定され、また、同規則第3条では、出納員の事務を補助させるため出納補助員を置くことができる旨、規定されているが、財産活用課の分掌事務のうち、公衆ファクシミリ使用料の収納については、出納補助員に任命された者以外の者が現金を取り扱っているため、今後は同規定により、現金を取り扱う職員については出納補助員に任命するなど、事務処理体制の改善を図られたい。

(財産活用課)

カ 納品書を受領した場合の請求書に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市契約規則第32条第2項および高松市物品会計規則第21条第1項ただし書の規定により、検収に当たった職員による検収済の

確認印が押印されている納品書を確認した日を当該請求書に記載して、確認印を押印することとなっているが、納品書を受領した納税課の豆型せん孔機購入代の請求書については、検収日および検収者の確認等の押印がなされていないので、今後は適正に事務処理されたい。

(納税課)

キ 委託契約に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、平成23年度軽自動車転出車両情報提供収受の事務委託契約の見積徴取伺決裁には、仕様書は添付されているものの、見積業者等一覧表と一体になっており、委託料の積算基礎となる事務の具体的内容が示されておらず、また、当該見積業者等一覧表についても、平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、前年度の実績額等を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、改定前のものが用いられていたため、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、同規定による仕様書と適正な見積業者等一覧表に分けて作成し、決裁に添付されたい。

また、高松市契約事務処理要綱第83条では、契約者は、工事等が完了したときは書面により遅滞なく市長に届け出なければならないと規定しているが、当該委託契約については、完了の届出がなされていないので、今後は、同規定により、完了届を提出するよう指導されたい。

(市民税課)

ク 見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの

平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における規定例では、予定金額が500万円未満で契約保証金または連帯保証人がいずれ

も不要の場合は、履行保証としてその旨を表記することとなっているが、平成24年度高松市固定資産税路線価検証業務および償却資産課税台帳等CD-ROM作成業務委託の見積徴取伺決裁には、契約保証金、連帯保証人がいずれも不要となっているにもかかわらず、以前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正な表記を行われたい。

(資産税課)

ケ 単価契約に係る執行伺の財政審査を適正にすべきもの

高松市文書規程第16条別表第2第3項第12号エでは、委託料については、財政課長およびその指名する職員の審査を受けなければならないと規定し、文書法制事務の手引第2節第7項では、単価契約に係るものは、実施・見積徴取決裁と単価契約締結決裁の両決裁をもって執行伺とする旨規定しているが、償却資産課税台帳等CD-ROM作成業務委託の執行伺のうち、見積徴取伺決裁は、財政課の審査を受けていないので、今後、同様の契約をしようとする場合には、適正に事務処理されたい。

(資産税課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 発注簿等による財務処理について

発注簿等による財務処理については、高松市会計規則、高松市出納員規則および発注簿等財務処理要領に基づき、適正にこれを行わなければならないが、今年度および前年度の定期監査において、その財務処理が適正に行われていない事例が多数見受けられ、全庁的に事務処理方法が徹底されていないと考えられることから、発注簿等財務処理要領第8項の規定による発注簿等および管理台帳の運用実態の把握・検証を行うとともに、関係職員に対しては、定期的に周知徹底を図るなど、適正な事務処理体制の確立に努められたい。

(契約監理課)

(2) 印刷発注に係る契約について

各課から契約依頼された印刷発注に係る契約については、契約の種類を物品売買契約として取り扱い、請書および契約書に収入印紙を貼付していないものが見受けられるが、一般的な印刷発注に係る契約書は、印紙税法別表第1課税物件表第2号文書「請負に関する契約書」に該当し、印紙税の課税対象文書とされていることから、契約内容が印紙税法上の請負契約に該当するものとなっていないかどうか所轄税務署に確認し、課税対象文書については、受託者に収入印紙の貼付を指導するなど、印刷発注に係る契約の在り方を見直されたい。

(契約監理課)

(3) 審査出納員への事務の委任に伴う指導の徹底について

平成23年度から、所管事務に係る高松市会計規則別表第1の発注簿等の確認を審査出納員に委任して行わせることになっているが、全庁的には審査出納員の当該委任事務に対する理解が不十分であるように見受けられることから、審査出納員の確実な職務執行を図るための研修を実施するなど、指導の徹底に努められたい。

(出納室)